

北播磨新地域ビジョン検討委員会起草部会運営要領

(設置)

第1条 この要領は、北播磨新地域ビジョン検討委員会設置要綱第6条の規定に基づき、起草部会の設置等に関して必要な事項を定める。

(部会の所掌事務)

第2条 起草部会は次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 新地域ビジョンにかかる骨子案及び地域ビジョン案の起草
- (2) その他新地域ビジョンにかかる骨子案及び地域ビジョン案の起草に必要な事項の検討

(部会の組織)

第3条 部会は別表に掲げる委員で組織する。

(会議)

第4条 起草部会は部会長が招集する。

- 2 部会長は、必要と認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求めることができる。
- 3 会議の結果は、部会長が検討委員会へ報告する。

(事務)

第5条 部会の事務は、北播磨県民局総務企画室において処理する。

(補則)

第6条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和3年1月4日から施行する。

(要領の失効)

- 2 この要領は、令和4年3月31日限り、その効力を失う。

別表(第3条関係)

起草部会	氏 名	所 属・役 職	備 考
部会長	内藤 忠	第9期北播磨地域ビジョン委員長	検討委員会副委員長
委 員	田中 雅和	兵庫教育大学大学院教授	検討委員会委員長
委 員	松本 剛	兵庫教育大学大学院教授	
委 員	奥貫 麻紀	関西学院大学准教授	
委 員	山本 和樹	第10期北播磨地域ビジョン委員長	